

○復興庁令第二号
厚生労働省

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年^{内閣府}令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

製品」に、「同条第四項第二号」を「同条第二項第二号」に、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同条第二項中「薬事法施行規則第九十一条第三項第二号及び第四項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十三第一項第二号及び第二項第二号」に、「同条第三項第二号」を「同条第一項第二号」に、「同条第四項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第四条第一項中「薬事法第二条第十一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十二項」に改める。

附 則

この命令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。